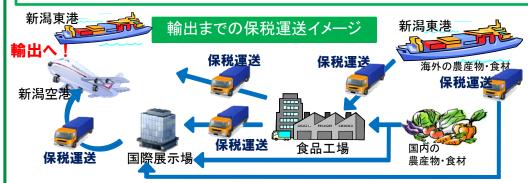
# 1.ニューフードバレー特区

## 1.世界の農業・食品産業の拠点を創設

■高い都市機能を持つ、大農業都市新潟から食関連産業全体が発展する「ニューフードバレー」の形成を推進し、日本の6次産業の市場規模を拡大



※保税工場で生産された加工品を内貨にする際は、関税法の原則である原料 課税を適用し、その原料に係る国内生産者を保護する。

- ■新潟東港から新潟空港を含めた市内広域において、農産物・食品の輸入及び国内集荷から、開発・加工、商談、決済、輸送・貿易をシームレスに実施する総合保税地域を創設
- ■港・空港の一体的な輸出入基 地化により、農産品・食品の輸出 入効率を向上しつつ、食材と加 工技術のマッチングを推進



## 提案のニーズや背景

- コメを始めとする種類豊かな農作物の生産拡大を図ると同時に、加工食品や米菓など2次産品を多種多様に開発・生産し、豊富な食を国内外に供給する「食の拠点都市」創設による、農業の成長産業化と中小食品製造業の国際展開の推進
- 法人化の推進や担い手への農地集積、規模拡大による農業経営基盤の強化と農業の6次産業化の推進
- アレルギー体質への対応や環境への配慮など、世界的に多様化する食のニーズに的確に応える新たな食品開発の推進
- 充実した農業体験学習を通して、未来を担う子どもたちに必要な資質や能力の育成
- 新潟市は、全国でもトップクラスにある農業生産額と食料品製造業出荷額を背景に、農業を含めた食関連産業全体が発展する「ニューフードバレー」の形成を推進している
- 本州日本海側政令市新潟が持つ優位性を生かし、日本海国土軸の拠点都市として、世界に開かれた食料輸出入基地、 食の流通拠点化を推進している

## (1)食料輸出入基地・食の流通拠点(食のグローバル・サプライチェーン)の創設

#### プロジェクトの内容

- 新潟東港から新潟空港を含めた市内広域において、<mark>総合保税地域の許可要件の緩和</mark>により、農産物・食品の輸入及び国内 集荷から、開発・加工、商談、決済、輸送・貿易をシームレスに実施する総合保税地域を創設
- 港・空港の一体的な輸出入基地化により、農産品・食品の輸出入効率を向上しつつ、食材と加工技術のマッチングを推進、 国内外の様々な食材の高度利用と高付加価値化の推進
  - ・新潟東港や新潟空港に到着した海外の農作物・食材を、保税のまま新潟市内の倉庫や食品製造業者に運送し、加工・商品化
  - ・ 新潟市内の国際展示場への保税運送も可能とし、国内外の商談相手とのビジネス・マッチングを可能に

#### 想定される実施主体

■ 市内食品製造業者、国際展示場運営会社、倉庫業、流通・物流業、新潟市など

#### 必要な規制緩和等

■ 総合保税地域の許可要件の緩和(関税法第62条の8)

## (2)農業者の活力を生かした農業基盤の強化と6次産業化の推進

#### プロジェクトの内容

- 農地交換にかかる制限を緩和し、3者以上の農地交換を可能とすることで簡易な農地集積を推進
- 農業用施設用地の対象範囲を緩和し、農家レストラン等を「農業用施設用地」に位置づけることで、6次産業化に資する施設の農用地での設置を推進
- 輸出促進のための6次産業化の拡大

#### 想定される実施主体

■ 農家、農業生産法人など

#### 必要な規制緩和等

- 利用権(所有権)の設定等を受ける者の備えるべき要件の緩和(農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号イの(1))
- ※ 所有権移転を受ける者の要件は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について」で定めた基準に該当すること
- 農家レストラン、農家民宿を農業用施設用地に位置付け(農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号)
- 農林漁業成長産業化ファンドの支援対象を海外企業との合弁会社まで拡大(6次産業化法)

#### (3)世界と競争できる食品などの開発の推進

#### プロジェクトの内容

- 市内に拠点を置く食品製造業者による農業参入条件を緩和し、地元農家と連携した新たな食品開発を推進
- 在留資格優遇制度の適用条件緩和により、外国人研究者や農業技術者、料理人や食品製造を志す留学生の受け入れを促進し、食品開発を推進
- 第三者機関での認証によるオリジナルの食品機能性表示制度を創設し、新潟発の安心・機能性食品マークとして推奨
- 酒母等の製造免許の対象を緩和し、長期保存可能な食品や新潟市の発酵技術を用いた健康に良い食品の開発を推進
- 世界トップクラスの日本のバイオリファイナリー(植物由来の化学品を作り出す生産体制)による、石油資源に依存しない社会の構築。国内外の未利用バイオマス原料(糖:廃糖蜜・米糠・稲わらなど)を活用した化学工業原料、エタノール等燃料製造の推進

#### 想定される実施主体

■ 市内食品製造業者、農家、農業生産法人、大手化学メーカー、大学など

#### 必要な規制緩和等

- 農業生産法人の設立条件のうち、出資者の制限及び出資制限比率を緩和(農地法第2条第3項第2号、農地法施行令第1条)
- 外国人研究者等の在留資格要件等の緩和(入管法第2条の2第1項から第3項、19条第1項及び2項)
- 食品の機能性表示制度の見直し(健康増進法第26条第1項)
- 製造免許に関する対象基準の緩和(酒税法第8条)
- 化学工業原料、エタノール等燃料製造を限定とした、未利用バイオマス原料(糖)の輸入関税の撤廃

## (4)未来を担う人づくり

#### プロジェクトの内容

- 新潟流子ども農業体験学習プログラム(アグリ・スタディプログラム)の実施・充実の支援、指導者等の養成のための体制整備・国立農業体験プログラム開発・充実機関を設置、指導・支援、市単独教育ファーム関連研修の実施
- 農業体験指導専門教員を特例措置により加配し、農業宿泊施設(アグリパーク)及び学校出前授業等における子ども農業体験学習プログラムを開発・充実
  - ・指導のための市単独教員の採用と農業宿泊施設(アグリパーク)への指導専門教員の常駐配置と農業の専門的知識を有する者の積極的な指導者としての採用

#### 想定される実施主体

■ 市内小中学校、農家、農業生産法人など

#### 必要な規制緩和等

■ 農業体験指導専門教員の特例措置による加配(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)第7条2項、同施行令第2条)

## 日本経済再生に向けた効果

- 農林水産物、食品の輸出額の増加
  - 総合保税地域の許可要件の緩和によるシームレスな輸出入の推進により農林水産物の輸出額が増加
  - ・食品製造業の農業参入による生産力の強化及び新商品開発の推進、オリジナル認証制度の創設や酒税法の緩和により、 食品の輸出額が増加
- 輸出額及び現地法人売上高の増加
  - ・総合保税地域の許可要件の緩和によるシームレスな輸出入の推進及び農林漁業成長産業化ファンドの対象を輸出先に て設置する現地企業との合弁会社まで拡大することにより、輸出額及び現地法人売上高が増加
- 担い手への農地集積・集約
  - ・利用権の集積には貸しはがしなどリスクを伴うため、農地所有者の話し合いによる3者以上の簡易な農地交換を推進することで、迅速かつ安定的な農地の集積・集約を促進
- コメの生産コストの削減
  - ・担い手への農地の集積・集約化を図ることで、生産効率が高まり、コメの生産コストを削減
- 法人経営体数の増加
  - 食品製造業の農業参入条件を緩和することで、農業生産法人の経営体数が増加
- 6次産業化の市場規模の拡大
  - ・農家レストラン等の設置推進及び食品製造業の農業参入による新商品開発により、6次産業化の市場規模が拡大

## 2.多様な農地利用の推進と調和のとれた土地利用

■農地の集積及び耕作放棄地の解消により生産性の高い農地の再生が行われた場合は、同面積を他の地区で 企業誘致に必要な農地転用を可能とし、農業と地域経済発展の調和がとれた土地利用を推進

#### 活用例 再生可能エネルギー

#### 現 状

- ■農地転用等の許可要件(太陽光発電事業)
  区分 農地転用 一時転用
- 農用地区内農地
   ×
   営農権統

   甲種農地
   ×
   営農権統

   第一種農地
   ×
   営農権統

   第二種農地
   周辺での 立地不可
   農地転用対応

   第三種農地
   〇
   農地転用対応
- ■農地における太陽光発電設備設置例 (営農を継続しながらの設置)



#### 規制緩和後

■許可要件見直し(太陽光発電事業)
区分 最地転用 一時転用

農用地区内農地	×	営農不要 (耕作放棄地)
甲種農地	×	営農不要 (耕作放棄地)
第一種農地	×	営農不要 (耕作放棄地)
第二種農地	周辺での 立地不可	農地転用対応
第三種農地	0	農地転用対応

■農地における太陽光発電設備設置例 (営農を継続せず設置)



#### 【現状】

○第一種農地等においては, 営農を継続することが条件

#### 【課題】

- ○第一種農地等の場合,耕作放棄地であっても太陽光発電設備 設置のためには耕作を再開しなければならない
- ○営農状況の報告(収量等)が毎年求められる

#### 【規制緩和の効果】

- ○耕作放棄地における再生可能エネルギー発電事業が拡大
- ○国土の有効活用



再生可能エネルギーによる未利用地活用が 全国的に大きく加速

#### 活用例 航空機関連産業の集積

- ■新潟市内で新たに航空機部品工場が立地し、中部地域など航空機産業の一大集積地への部品供給、製造補完を行う地域としての産業集積 ■空港施設と航空機産業(整備事業)が隣接し
- ■空港施設と航空機産業(整備事業)か隣接し 複合化したインフラ施設の新潟空港周辺での 整備



## 提案のニーズや背景

- 農地の集積による優良農地の確保により農業者の継続的な営農支援や、食料自給力の保全を行うとともに、国内経済を牽引する成長産業の育成につながるよう、農業と調和のとれた国土の有効利用を実現
- 新潟市は本州日本海側唯一の政令市であり、高度な社会インフラや産業集積が進むとともに、全国でもトップクラスの農地 面積を持つ田園型の大都市であるが、点在する耕作放棄地の再生と継続的な利用が課題
- 一方、エネルギーインフラが整っていることや、航空機関連産業について、中小企業を核とした多行程共同工場の整備を 推進しており、今後成長が見込まれる産業基盤を持っている

## (1)農地の集積と優良農地の確保(再掲)

#### プロジェクトの内容

■ 農地交換にかかる制限を緩和し、3者以上の農地交換を可能とすることで簡易な農地集積を推進

#### 想定される実施主体

■農家、農業生産法人など

#### 必要な規制緩和等

- 利用権(所有権)の設定等を受ける者の備えるべき要件の緩和(農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号イの(1))
- ※ 所有権移転を受ける者の要件は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について」で定めた基準に該当すること

## (2)耕作放棄地の再生(再掲)

#### プロジェクトの内容

■ 市内に拠点を置く食品製造業者による農業参入条件を緩和し、地元農家と連携した耕作放棄地の再生と、生産された農産物による新たな食品開発を推進

#### 想定される実施主体

■市内食品製造業者、農家、農業生産法人など

#### 必要な規制緩和等

■ 農業生産法人設立条件のうち、出資者の制限及び出資制限比率を緩和(農地法第2条第3項第2号、農地法施行令第1条)

## (3)再生可能エネルギー活用の拡大

#### プロジェクトの内容

- 農地集約が困難で効率的な営農条件が確保できない農地は、当面の間再生可能エネルギー事業用地として活用することで、 山林化を防止しつつ、食料自給力を保全しながら将来的な農地活用を図る
- 第一種農地等における「一時転用」の許可要件の緩和により、耕作放棄地を活用した、再生可能エネルギー発電事業の実施 《想定事業》第一種農地におけるメガソーラー事業等

#### 想定される実施主体

■農業者、民間再生可能エネルギー発電事業者

#### 必要な規制緩和等

■耕作放棄地等の未利用農地については、第一種農地等における「一時転用」の許可要件を緩和する (農地法第4条第1項、 第5条第1項)

## (4)航空機産業等の空港周辺への集積(臨空工業地帯の形成)及び無人飛行機開発の促進

#### プロジェクトの内容

- ■点在する航空機産業の効率的な生産体制構築のため、空港周辺の土地に関する利用制限など航空機整備関連法令を緩和し、航空機部品及び整備工場などを空港に隣接した地域への集積
- ■急増する航空機需要と関連産業に国内で対応し、産業として維持するために、人材育成と専門教育を行う施設の整備
- ■航空の用に供することができる機械器具の範囲を緩和し、新たな航空機産業としての商業用無人飛行機(UAV)を国内で製品化し、日本主導で産業化を目指す
  - ・有人機の航空機製造を目的とした事業法のため、UAVも100kg以上の製造は事業免許が必要となるが、200kgまで緩和 することで中小企業も開発参入の推進

#### 想定される実施主体

- 実施主体の役割分担(産学官金連携)
  - ・民間企業(航空機部品製造業者・航空関連事業者など)、国・県・市、金融機関、大学及び研究機関

#### 必要な規制緩和等

航空機産業・教育施設の空港周辺への集積に関するもの

- ■耕作放棄地を再生した場合、同面積を同一市域内で企業用地として開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にする(農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項)
- ■航空機整備士等の専門養成施設等の立地のための土地・空間利用制限の緩和

(空港管理規則第7条・12条関連)

- ■航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制緩和 (航空機製造事業法第2条の2、第2条の3)
- ・航空機の形式区分ごとの製造用設備の許可を緩和することで、必要設備投資の低減を図る
- ■事業用航空機の修理改造検査の緩和 (航空法第16条)
  - 修理検査に必要な機器の複数適用を認めることで修理検査回数を低減する
- ■航空機部品等の関税の免税及び手続きの簡素化(関税法、関税定率法、関税暫定措置法)
- ■国際競争力の強化として法人税率の引き下げ(法人税、法人事業税)
- ■航空機産業集積に資する事業を行う企業等への金融上の支援措置の適用 (特区支援利子補給金)

#### 無人飛行機開発の推進に関するもの

- ■無人機製造に必要な航空機製造事業法の緩和(航空機製造事業法施行令 第1条)
- ■民間試験空域の設定 (航空法第91条、92条)
  - ・UAVの飛行機の飛行を可能とするため、臨時的に試験空港を設定できるよう規制緩和する

## 日本経済再生に向けた効果

- 担い手への農地集積・集約と空港周辺地の利用活性化
- 民間投資の活性化
- ・航空機産業は成長性が見込まれる産業であり、新工場立地による新規投資は国内生産の競争力向上に貢献
- ・再生可能エネルギーへの設備投資は、FIT制度の導入後大幅に拡大しており、今後も耕作放棄地など事業用地の確保に努めることにより活発な設備投資の継続
- ・我が国の強みでもある発電効率の高い再生可能エネルギー機器の技術開発に貢献
- 大学改革
  - ・無人飛行機開発による商業化にむけて、要素開発からシステム開発などの理工系人材育成に貢献
- ■公共施設等運営権等の民間開放
  - ・新潟空港の未利用地の民間開放による関連企業立地を促進し、国内の新たなビジネス環境を整備